

## 体調不良者対応チャート Q&A 集

Q1：この問診票を用いての相談は、揖斐郡以外の医療機関でもできますか？

A1：揖斐郡内の各医療機関に、協力の可否および対応可能時間、その他相談に際しての留意事項を確認中です。まとめたものを各居宅介護支援事業所および介護サービス提供事業所に配布しますので、ご確認ください。

揖斐郡以外の医療機関につきましては、この問診票での診察はできません。

Q2：用紙の記入は誰が行うと良いですか？

A2：ケアマネジャー、サービス事業所担当者、ご家族などどなたが記入してもかまいません。異常に気づいた人、普段との様子の違いが分かる人、医療機関と連絡が取りやすい人などその場の状況でご判断ください。その際、関係者が連絡を取り合ってください、利用者の方ができるだけ速やかに医療機関に受診できるよう支援をお願いします。（具体的な場面を想定した模擬事例集を作成しましたので、ご参照ください。）

Q3：問診票が全部記入できないことがありますが大丈夫ですか？

A3：全て記入する必要はありません。

ケアマネジャー、サービス事業所担当者が記入する場合は、必要以上の接触を避ける必要がありますので、情報収集は電話等を用いて行っていただき、ご自身が感染をしないようにご留意ください。

Q4：複数の医療機関にかかっているのですが、どこに相談すれば良いのでしょうか？

A4：揖斐郡内の医療機関であれば、この問診票を用いた診察ができますので、揖斐郡内で本人の健康状態をもっとも把握している医療機関、医師にご相談することをお勧めします。

例）A医院（内科）では定期的に内服をもらっている、B病院（整形外科）では定期的に腰痛緩和の注射を受けている場合は、A医院（内科）の医師に相談する など

Q5：主治医が揖斐郡以外なのですが、相談に乗ってくれる医療機関はありますか？

A5：揖斐郡内の医療機関であれば、この問診票を用いた診察ができますので、あらかじめ体調不良時に対応が可能であるか、揖斐郡内の医療機関に相談されてはいかがでしょうか？大きな医療機関などでは病診連携もさかんに行われているため、場合によっては日頃行っている治療内容を揖斐郡内の医師が情報共有可能なこともあります。

Q6：休日に体調が悪くなり、主治医が対応できない場合などはどうすればよいのでしょうか？

A6：緊急性が高い場合には、揖斐厚生病院時間外受付に問い合わせてください。それ以外の場合には医療機関再開日まで自宅待機してあらためてご相談をお願いします。その

際、ご自宅等での感染予防対策については再度徹底をお願いします。また、状況が悪化するようであれば、直ちに救急車を要請してください。

Q7：問診票はどこから入手できますか？

A7：各居宅介護支援事業所およびサービス提供事業所に原本を送っていますので、相談してください。また、揖斐郡医師会および揖斐広域連合のホームページからダウンロードできます。

Q8：相談に対応した場合、医療機関は診療費の請求はできますか？

A8：電話や通信機器を用いた初診についても認められているため、今回の相談は診療として成立するものと考えられます。

厚生労働省より発表されている以下の資料をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

Q9：相談の結果、PCR検査の必要性が高いと判断した場合にはどのように対応すれば良いですか？

A9：西濃保健所内の帰国者接触者相談センター（連絡先：0584-73-1111【内線 273】）もしくは医師の紹介により地域検査センターでの検査を実施します。更に呼吸状態が悪化しているなど、より緊急性が高い場合には、救急要請を行い、指定された医療機関への搬送を行います。

今後、次のインフルエンザ流行に備えた外来・検査体制の整備が検討されており、地域の身近な医療機関で、相談・外来・検査が受けられるようになります。整備後は、検査協力医療機関（県が登録・指定する医療機関）や地域外来・検査センターへ紹介をお願いいたします。相談の様子から、呼吸状態が悪化しているなど、より緊急性が高い場合には、救急要請を行い、指定された医療機関への搬送をお願いいたします。

Q10：体調の回復後にサービスを再開していいか、判断に迷うことがありますが、どのようにすれば良いでしょうか？

A10：新型コロナウイルスでは発症から1週間程度で感染力が低下することが報告されています。発熱や咳などで原因がはっきりしない場合、念のため発症から10日間、症状が消失してから3日間を目安にサービスの再開を検討してください。ただし、医師の診察により、感染の恐れがない疾患である場合など診断がはっきりしている場合には、長期のサービス停止は利用者の日常生活動作の衰えが進み、家族の介護負担を増すことにつながるため、主治医と相談してサービスの再開を検討してください。

Q11. 医師から症状が軽いため明日まで様子を見てくださと言われてましたが、症状が落ち着けばサービスを利用してもよいですか？

A11. 翌日、医師から症状の経過を求められている場合は、医師に報告してください。その上で、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にサービス利用の再開について、相談してください。

なお、問診票による健康相談については、相談時点において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるかどうかの判断を問診票の内容や聞き取りによって行うものであって、新型コロナウイルス感染症を完全否定するものでないことをご承知ください。

Q12. 一度、問診票による健康相談を受け、症状が落ち着いたために、サービスを再開しましたが、再び症状が現れたときに、再度、問診票による健康相談が受けられますか？

A12. 新型コロナウイルス感染症の症状は非常に多彩で、症状発症後にいったん解熱したものの、再度発熱があり診断に至ったケースの報告もあります。問診票を利用した健康相談は何度でも可能ですので、不安な場合には遠慮なく医療機関にご相談ください。

Q13. 問診票による健康相談の回答は、すぐにいただけますか？

A13. 外来混雑時、診療時間外は、すぐに回答できないことがあります。FAXによる送信の場合、その旨をご連絡ください。また、お急ぎの場合は、お電話でお伝えください。

Q14. ご家族が受診の対応をされますが、FAXを送ることができなとおっしゃいます。問診票を送らないと受診できないのでしょうか？

A14. FAXで問診票が送れない場合は、かかりつけ医等に電話で相談してください。症状を正しく伝えるために問診票は有効活用できますので、問診票を記入された後、電話で相談されるとよいかと思えます。

また、サービス提供事業所やケアマネジャーが、家族の代わりに、FAXで回答をもらい、その結果を家族に伝え、その後の対応を家族にさせていただくなどの連携もできるかと思えます。

（事例集に、家族、施設（サービス提供事業所）、ケアマネジャー、医療機関の連携事例を掲載しています。）